

平成26年4月臨時教育委員会会議録

日 時	平成26年4月1日（火） 午前8時40分～8時55分
場 所	秦野市役所西庁舎3階会議室
出席委員	委員長 望月 國男 委員長職務代理者 高橋 照江 委員 飯田 文宏 教育長 内田 賢司
欠席委員	委員 内田 晴久
委員以外 の出席者	教育部長 水野 和成 教育総務課課長補佐(庶務担当) 鈴木 利昭 教育総務課長 山口 均 教育総務課庶務班主事補 川崎 倫明
傍聴者	0名
会議次第	<p style="text-align: center;">4 月 臨 時 教 育 委 員 会 会 議</p> <p>日 時 平成26年4月1日（火） 午前8時40分</p> <p>場 所 秦野市役所西庁舎3階会議室</p> <p style="text-align: center;">次 第</p> <p>1 開 会</p> <p>2 選 挙</p> <p>（1）秦野市教育委員会委員長の選挙について</p> <p>3 教育長報告及び提案</p> <p>（1）臨時代理の報告について</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 報告第6号 秦野市教育委員会事務局職員（課長補佐級以上及び公民館長）の任免について</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 報告第7号 秦野市立幼稚園教諭（園長・副園長及び教頭）の任免について</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 報告第8号 秦野市教育委員会事務決裁規程の一部を改正することについて</p>

	<p>エ 報告第9号 秦野市教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正することについて</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>
会議資料	別紙のとおり

高橋職務代理者

—委員長であった望月委員の任期が3月31日で満了したため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第12条第4項の規定により高橋職務代理が会議の進行を務めることに決定—
ただ今から4月臨時教育委員会会議を開催いたします。お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

教育総務課長

まず、委員長であった望月委員の任期が3月31日で満了になり、3月27日の第1回定例会の最終日に再任の同意がされました。これを受けて、委員長の選出を行います。

「(1) 秦野市教育委員会委員長の選挙について」の説明をお願いします。

それでは説明させていただきます。

委員長の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、1年間となっています。平成26年4月1日から1年間の委員長を選出するため、同法第12条第1項の規定により選挙を行うものです。

高橋職務代理者

なお、委員長は教育長を除く委員から選挙することになっております。

それでは委員長選挙の方法についてお諮りしたいと思います。

委員長の選挙については、秦野市教育委員会会議規則第2条で無記名投票と指名推選の方法が規定されておりますがいかがいたしましょうか。

飯田委員

前回と同様に、今回も指名推選としては、いかがでしょうか。

高橋職務代理者

指名推選というご意見がございましたが、指名推選で行うことでよろしいでしょうか。

—異議なし—

高橋職務代理者

それでは、委員長選挙は指名推選で行うことといたします。暫時休憩いたします。

—暫時休憩—

高橋職務代理者

再開いたします。委員長の選挙については、指名推選で行うことになりましたが、推選をお願いします。

飯田委員	望月委員が人格、今までの経験などを総合的に判断した結果、委員長をお願いしたいと思います
高橋職務代理者	それでは、お諮りいたします。平成26年4月1日から1年間、望月委員が委員長ということでご異議ございませんか。
	—異議なし—
高橋職務代理者 事務局	異議なしと認め、望月委員が委員長として決定いたしました。ただ今委員長が決定いたしましたので、一言ごあいさつをいただきたいと思います。
望月委員長	皆様のご推挙で1年間委員長を務めさせていただきます。子どもたちの最善の利益のために、それを中心課題として、この1年間教育委員会のために、また学校教育のために頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。
	それでは、委員長の職務代理者については、引き続き高橋委員をお願いしたいと思いますですが、いかがでしょうか。
	—異議なし—
望月委員長	それでは、高橋委員に引き続き委員長の職務代理者をお願いいたします。よろしくお願いします。
	次に、「教育長の報告及び提案」についてお願いします。
教育総務課長	それでは、お手元にございます資料について、御説明いたします。教育長による臨時代理の報告をさせていただきます。
	資料No.1「報告第6号 秦野市教育委員会事務局職員（課長補佐級及び公民館長）の任免について」及びNo.2「報告第7号 秦野市立幼稚園教諭（園長・副園長及び教頭）の任免について」は関連がございますので、続けてご説明させていただきます。事務局職員の任免及び幼稚園教諭の任免の関係でございます。資料No.1の4ページほどおめくりいただきまして、表がございますが、4月1日付け発令の人事でございますが、3月20日内示を行いまして、その部分を教育長が臨時代理を行い、本日付けで発令しました。同様に資料No.2の幼稚園の園長教頭の任免について臨時代理を行ったものでございます。2ページほどおめくりいただきまして、園長、副園長、教頭、退職でございます。退職につきましては、3月31日付けでございますが、同様に3月20日に臨時代理で内示を行わせていただきました。
	次に、資料No.3「報告第8号 秦野市教育委員会事務決裁規程の一部を改正することについて」ご説明させていただきます。4ページほどおめくりいただきまして、新旧対照表がございます。そこから6ページに渡って改正してございますが、内容としては字句の整理及び市長部局の事務決裁規程との整合性を図ったもの

でございます。5ページにある「売却の決定」ですが、今回の改正によって、「金額にかかわらず定例的なものは、部長専決」という文言が入りました。

次に。資料No.4「報告第9号 秦野市教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正することについて」ご説明いたします。同様に3ページほどおめくりいただきますと、新旧対照表がございます。従来、教育部専任参事という職を特命職として設置していましたが、御承知のとおり昨年の報徳サミットが終了したことで、一定の推進が図られたということで、この職を廃止するものでございます。以上4件を教育長による臨時代理の報告でございます。

望月委員長

ただ今の教育長報告に対するご意見・ご質問をお伺いいたします。

それでは、ないようですので、4月臨時教育委員会会議を終了いたします。